

地方消費税率引上げ分の地方消費税交付金充当事業

消費税率引上げにより、本町の地方消費税交付金は増収となりますが、その増収分は社会保障4経費(年金、医療、介護、少子化)に要する経費に充てなければなりません。
令和5年度当初予算においては、以下の事業に充当しています。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 75,404 千円

(歳出)

・社会保障4経費に要する経費 687,949 千円

【社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

4経費	款項目	事業名	事業費	財源内訳		一般財源のうち交付金
				特定財源	一般財源	
年金	3.1.2	国民年金事業	1,979	1,762	217	75,404
医療	3.1.9	国民健康保険事業	70,897	27,376	43,521	
	3.1.9	後期高齢者医療保険事業	192,229	30,824	161,405	
	3.1.4	乳幼児医療事業	11,375	8,051	3,324	
	3.1.6	重度心身障害児(者)医療事業	21,911	10,952	10,959	
	3.1.4	養育医療事業	401	300	101	
	3.1.5	ひとり親家庭医療事業	3,316	1,657	1,659	
	3.1.6	障害者医療事業	2,176	1,659	517	
介護	3.1.7	介護保険事業	191,076	13,560	177,516	
少子化	3.2.1	保育所運営事業	184,053	17,016	167,037	
	3.2.2					
	3.2.4	学童保育事業	6,914	5,514	1,400	
	4.1.1	健診事業	3,451	37	3,414	
	4.1.1	不妊治療費等助成事業	150	0	150	
合計			687,949	116,946	571,003	75,404